

# 熊本県土木部建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

適用年月日：平成30年4月2日以降の  
公告から適用

平成30年4月版

熊本県 土木部

## はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、受注者の技術的能力等により品質が左右されます。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術的能力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術的能力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要があります。

一方で、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立、4月から施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。

また、平成26年6月には、品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、公共工事の品質確保を具体化する「担い手の中長期的な育成・確保の推進」を柱とする基本理念を実現するための施策が示されました。

本県においては、平成17年度から技術提案等を入札参加者に求め、これと価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を試行しており、今後も工事の特性に応じた適切な活用を図ることとしています。

本ガイドラインは、熊本県土木部が発注する建設工事を対象として、その品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の入札における一般的な考え方を示したものです。

**各工事における、具体的な総合評価落札方式に関する評価基準等**については、工事毎の**入札公告等で個別に設定されますので必ず熟読の上、技術申請書等を作成**して下さい。

### ※総合評価落札方式のメリット

#### ○発注者側のメリット

- ・価格と品質が総合的に優れた内容の契約により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ・価格と品質の二つの基準で落札者を選定することから、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

#### ○受注者側のメリット

- ・必要な技術的能力を有する建設企業のみが競争に参加することで、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ企業が成長できる環境が整う。
- ・技術的能力を審査することにより、建設企業の技術力向上に対する意欲を高め、建設企業の育成に貢献する。

### 《問い合わせ先》

熊本県土木部 土木技術管理課 技術管理班

電話 096-383-1111 (内線 6054) (直通) 096-333-2491

## 目 次

1. 総合評価落札方式評価落札方式の概要	P. 1
1-1 導入の目的	P. 1
1-2 概要	P. 1
1-3 種類	P. 2
1-4 適用	P. 3
2. 総合評価算定基準	P. 4
2-1 評価値算定方法	P. 4
2-2 落札者決定方法	P. 4
(1) 落札者の決定方法	P. 4
(2) 落札者の決定基準	P. 4
2-3 評価項目	P. 5
(1) 通常工事型	P. 5
(2) 震災関連等工事型（J S型）	P. 6
2-4 評価基準	P. 7
(1) 施工計画	P. 7
(2) 企業の評価	P. 10
(3) 配置予定技術者の評価	P. 17
(4) 評価基準の設定例	P. 21
3. 総合評価審査会	P. 23
4. 学識経験者の意見聴取	P. 23
4-1 意見聴取の目的	P. 23
4-2 意見聴取の時期	P. 23
4-3 意見聴取の方法	P. 23
4-4 意見聴取の非公開	P. 23
4-5 学識経験者の定義	P. 23
5. 評価内容の担保	P. 24
5-1 施工計画の担保	P. 24
5-2 地域貢献度の担保	P. 24
5-3 配置予定技術者評価の担保	P. 24
5-4 若手技術者の追加配置の評価の担保	P. 24
5-5 登録基幹技能者の評価の担保	P. 25
5-6 工事成績評定への反映方法	P. 25
6. 事前登録制度	P. 26
6-1 適用範囲	P. 26
6-2 事前登録項目	P. 26
6-3 事前登録制度の流れ	P. 26
6-4 事前登録の更新	P. 26
6-5 合併特例措置	P. 27
6-6 事前登録制度関係様式	P. 28
7. 施工体制確認型総合評価落札方式	P. 34
7-1 定義	P. 34
7-2 対象工事	P. 34
7-3 施工体制確認型の配点	P. 34
7-4 施工体制評価点の評価項目と評価基準	P. 34
7-5 施工体制確認型総合評価落札方式評価落札方式のヒアリングのための追加資料一覧	P. 35
8. その他	P. 35
8-1 情報公開	P. 35
(1) 入札前	P. 35
(2) 入札後	P. 35

8-2	開示請求	P. 36
8-3	秘密保持	P. 36
9.	総合評価落札方式の手順	P. 37

# 1. 総合評価落札方式の概要

## 1-1 導入の目的

公共工事を取りまく環境は、近年大きく変化しており、価格と品質が総合的に優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

平成17年4月に施行された「品確法」に基づき、熊本県においても総合評価落札方式による入札・契約を実施し、価格と品質で総合的に優れた内容の契約を目指します。

### 【品確法に関する規程】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）  
平成17年4月1日施行；平成26年6月4日最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について  
平成17年8月26日閣議決定；平成26年9月30日最終変更
- 発注関係事務の運用に関する指針 平成27年1月30日 各省庁連絡会議申合せ
- 熊本県土木部建設工事総合評価落札方式試行要領 伺定 平成18年1月20日  
最終改正 平成27年6月1日

## 1-2 概要

品確法は、現在及び将来にわたって公共工事の品質を確保し、その担い手の中長期的な育成・確保を促進していくことを目的としており、以下の3点がポイントです。

### 《品確法のポイント》

- ①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- ②価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る。……総合評価落札方式
- ③発注者をサポートする仕組みを明確にする。

特に公共工事の調達においては、公共工事の品質を確保するために「価格と品質の双方が総合的に優れた内容の契約」の実施、つまり総合評価落札方式の適切な活用が求められています。

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方も評価することにより、総合的に優れた内容の契約を行うことが可能になります。

なお、公共工事における「品質」とは、工事目的物そのもののもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた企業を選定します。総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や同種工事の施工経験、工事成績等が評価の対象となります。

### 1-3 種類

#### ○熊本県土木部における評価の型式

熊本県においては、総合評価落札方式の円滑な試行を図るため「技術提案型」・「基本型」・「簡易型」の3型式により試行に取り組みます。

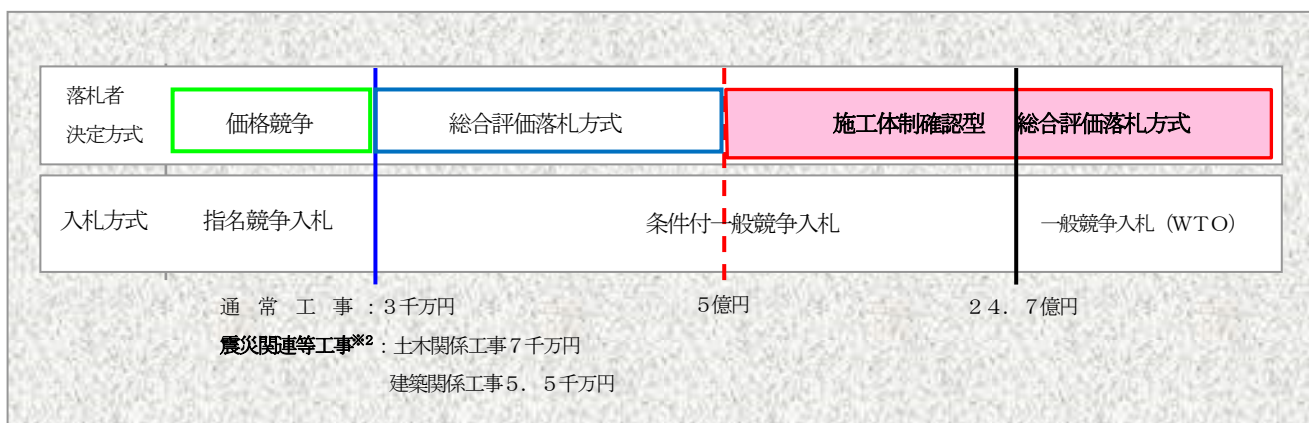
<b>技術提案型</b> ：高度な技術提案を要する工事について、コスト削減、機能向上、社会的要請に関する技術提案や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき品質と入札価格とを総合的に評価するもの
<b>基本型</b> ：技術的な工夫の余地が大きい工事について、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく品質と入札価格とを総合的に評価するもの
<b>簡易型</b> ：技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、施工計画の評価を必要とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術能力の評価と入札価格とで総合的に評価するもの

#### ○評価方式比較表

	簡易型	基本型	技術提案型
対象工事	・技術的な工夫の余地が小さい工事	・技術的な工夫の余地が大きい工事	・高度な技術提案を要する難易度の高い工事
評価項目	・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・施工計画（品質確保（向上）、安全確保（向上）、課題対応の中から選択） ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・コスト削減、機能向上、社会的要請に関する技術提案 ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等

#### ○施工体制確認型の適用

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領を適用する工事（設計金額5億円以上の工事）には、施工体制確認型総合評価落札方式<sup>※1</sup>を適用します。



※1：本ガイドラインP34参照

※2：① 平成28年熊本地震・豪雨災害、平成29年九州北部豪雨及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事

② ①に係る関連工事：・災関係、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事

・①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業（通常事業を含む）に係る工事

（その他）本ガイドラインに記載されている金額は全て**税込み価格**です。

1-4 適用

総合評価落札方式適用説明図

【通常工事型】

工種 金額	競争参加資格に同種工事の施工実績を設定する工事	競争参加資格に同種工事の施工実績を設定しない工事
5億円以上	基本型Ⅱ (施工体制確認型)	
5億円未満 ～ 2億円以上	基本型Ⅰ	簡易型Ⅱ <sup>(注1)</sup>
2億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ	
7千万円未満 ～ 5.5千万円以上	簡易型Ⅱ	総合評価落札 方式の対象外
5.5千万円未満 ～ 3千万円以上	簡易型Ⅰ	

(注1) 工事の特性等を勘案し、施工計画の提案を求める「基本型Ⅰ」の適用を妨げるものではない。

【震災関連等工事型（JS型）】

- ・震災関連等工事で土木一式、舗装及び法面に適用
- ・震災関連等工事で土木関係の電気、管等工事<sup>※1</sup>に適用  
※1：5.5千万円以上の工事を対象とする。
- ・震災関連等工事で建築一式及び建築関係の電気、管等工事は通常工事型を適用

工種 金額	競争参加資格に同種工事の施工実績を設定する工事	競争参加資格に同種工事の施工実績を設定しない工事
5億円以上	簡易型Ⅱ-JS (施工体制確認型)	
5億円未満 ～ 7千万円以上	簡易型Ⅱ-JS	

※「WTO案件及び技術提案型」については、本ガイドラインの適用対象外とする。

## 2. 総合評価算定基準

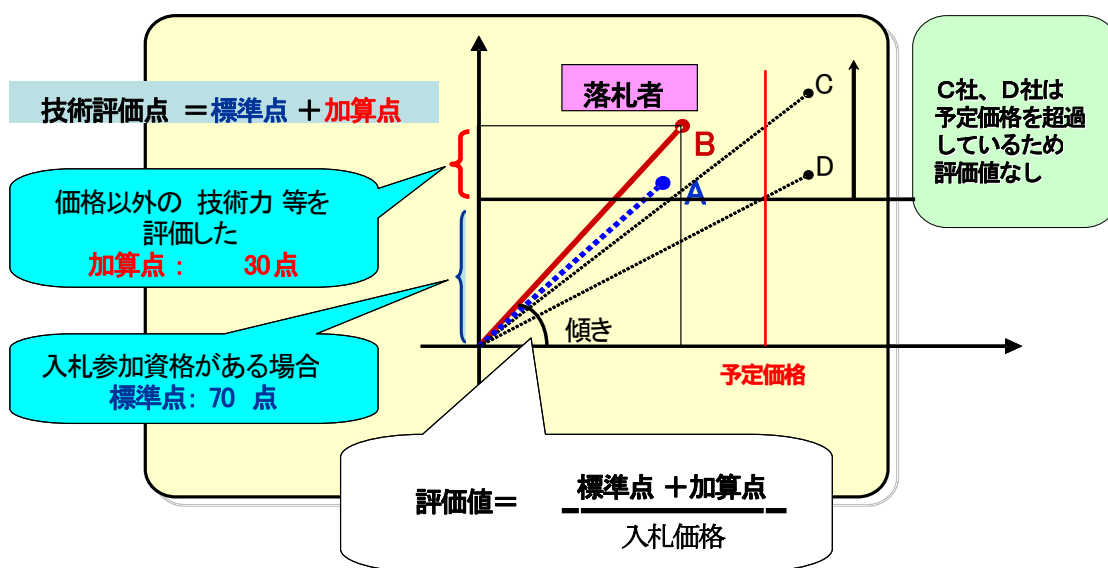
### 2-1 評価値算定方法

- 技術評価点 = 標準点 + 加算点
- 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

### 2-2 落札者決定方法

#### (1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格と最低制限価格（設計金額5億円未満の場合）の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とします。



#### 【解説】

評価値は、技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で割ります。つまり、上のグラフで言うと傾きを表すものです。傾きが大きい方が評価値が高いという結果になります。グラフの中で、まずC社とD社については予定価格を超えているため落札者とはなりません。つぎに、A社とB社の競争ですが、B社の方が傾きが大きいので、B社が落札者になります。このケースのように、総合評価落札方式では、入札価格が最低でなくても、技術提案が優秀な場合、落札者になれる場合があります。

#### (2) 落札者の決定基準

いずれの総合評価の型式においても、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とします。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (円)}$$

標準点：入札要件を満足する入札参加者に付与します。

加算点：技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき付与します。

技術評価点の満点は、100点とします。

公表する際の結果表においては、評価値に対し100,000,000（1億）を乗じて、小数以下第4位（5位を四捨五入）までを表示します。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高点であるときは、抽選により落札者を決定します。



## 2-3 評価項目

評価項目は評価方式毎に次のように設定します。

「基本型(I、II)」：施工計画、企業評価、配置予定技術者評価

「簡易型(I、II)」：企業評価、配置予定技術者評価

### (1) 通常工事型

#### ○評価方式毎の評価項目

項目	評価項目	簡易型 I		簡易型 II		基本型 I		基本型 II		
			配点		配点		配点		配点	
施工計画	品質確保(向上)、安全確保(向上)、施工上の課題低減及び配慮すべき事項の視点から具体的項目を設定	—		—		○	10点	○	20点	
企業評価	同種工事の施工実績(2件)	○	5.5点	○	11点	○	11点	○	11点	
	許可業種の工事成績評定点の平均点	○		○		○				
	優良工事等表彰の有無	○		○		○				
	地域精通度	○		○		○				
	地域貢献度(1項目は選択項目)	○		○		○				
	小計点の補正			5点/5.5点		10点/11点		10点/11点		10点/11点
	補正後の点数			5点		10点		10点		10点
受注状況	当該年度受注工事件数	○	0.5点	○	1点	○	1点	○	1点	
	震災関連等工事受注件数	○	0.5点	○	1点	○	1点	○	1点	
小計			6点		12点		12点		12点	
技術者評価	配置予定技術者の資格	○	5点	○	10点	○	10点	○	10点	
	優良工事表彰等技術者表彰の有無	○		○		○				
	同種工事の施工経験(2件)	○		○		○				
	許可業種の工事成績評定点(1件)	○		○		○				
	継続教育(CPD等)の単位取得数	○		○		○				
	若手技術者の追加配置	○		○		○				
小計			5点		10点		10点		10点	
合計			11点		22点		32点		42点	

※基本型IIでは、技術評価点＝標準点＋加算点(上表)＋施工体制評価点(30点満点)<sup>※1</sup>となります。

※1：要求用件を実現できる確実性の高さに対して付与される点数で、評価項目として「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の2項目となります(『施工体制確認型総合評価落札方式の手引き』参照)。

#### ○評価方式毎の技術評価点

簡易型 I	技術評価点 (100 点) = 標準点 (89 点) + 加算点 (11 点)
簡易型 II	技術評価点 (100 点) = 標準点 (78 点) + 加算点 (22 点)
基本型 I	技術評価点 (100 点) = 標準点 (68 点) + 加算点 (32 点)
基本型 II	技術評価点 (100 点) = 標準点 (58 点) + 加算点 (42 点)

※ 上の表と図は標準的なものを示したものであり、工種、条件等により項目が加除されることがあります。

## (2) 震災関連等工事型（J S型）

平成28年熊本地震、豪雨災害、平成29年九州北部豪雨及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧を目的とした工事とこれらに係る関連工事では、迅速な復旧・復興に資するべく全県一区での取組みを更に促進するとともに、工事の品質確保を図りつつ、入札の競争性を高めるため、地域精通度及び地域貢献度等の評価項目を設定しない型式を適用することとしています。

また、予定価格3億円未満の「土木一式等工事」は、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）による応札者への加点項目等を設定します。

### ○評価方式毎の評価項目

○土木一式等工事【 】書きは土木一式以外の舗装、法面、土木関係の電気、管等工事の場合）

項目	評価項目	簡易型Ⅱ-J S				簡易型Ⅱ-J S (施工体制確認型)		
		予定価格3億円未満		予定価格3億円以上		予定価格5億円以上		
		設定	配点	設定	配点	設定	配点	
企業評価	企業実績等	同種工事の施工実績（2件）	○	3点	○	3点	○	3点
		許可業種の工事成績評定点の平均点	○	【3点】	○	【3点】	○	【3点】
	入札参加形態・受注状況等	復興JVによる入札参加の有無 (予定価格3億円未満の土木一式工事(混合入札対象工事)のみ設定)	○	5点 【-】	-	-	-	-
震災関連等工事の受注件数		○	3点 【-】	○	3点 【-】	○	3点 【-】	
小計			11点 【3点】		6点 【3点】		6点 【3点】	
技術者評価	配置予定技術者の資格	○		○		○		
	同種工事の施工経験（2件）	○	6点 【6点】	○	6点	○	6点	
	許可業種の工事成績評定点（1件）	○		○		○		
小計			6点 【6点】		6点		6点	
合計			17点 【9点】		12点 【9点】		12点 【9点】	

※簡易型Ⅱ-J S（施工体制確認型）では、技術評価点＝標準点＋加算点（上表）＋施工体制評価点（30点満点）※1となります。

※1：要求用件を実現できる確実性の高さに対して付与される点数で、評価項目として「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の2項目となります（『施工体制確認型総合評価落札方式の手引き』参照）。

### ○評価方式毎の技術評価点

#### ・予定価格3億円未満

簡易型Ⅱ-J S：技術評価点（100点）＝標準点（83点）【91点】＋加算点（17点）【9点】

#### ・予定価格3億円以上

簡易型Ⅱ-J S：技術評価点（100点）＝標準点（88点）【91点】＋加算点（12点）【9点】

#### ・予定価格5億円以上

簡易型Ⅱ-J S：技術評価点（100点）＝標準点（88点）【91点】＋加算点（12点）【9点】

## 2-4 評価基準

### (1) 施工計画

企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が、工事内容を勘案して以下の3つの中から選択し、基本型Ⅰでは4項目を設定しA～Eの5段階、基本型Ⅱでは8項目を設定しA～Iの9段階で評価します。

発注者が求めている施工計画課題の意図を入札参加者が把握できるよう評価項目を設定し、入札公告で明示します。

入札公告に示した評価項目について、施工上の工夫により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

#### 1) 品質確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工方法等に関して品質確保に資する工夫の評価項目を設定します。

#### 2) 安全確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全確保に資する工夫の評価項目を設定します。

#### 3) 施工上の課題及び配慮すべき事項に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題への対応及び配慮事項に関する工夫の評価項目を設定します。

- ・基本型Ⅰは、評価項目として4項目、基本型Ⅱは、8項目を設定します。ただし、1)～3)の視点を選択（1つの視点でも可）し、組み合わせて設定することもできます。
- ・各項目に対して複数の提案が出来ますが、複数の評価対象となる提案が提出されていても、1項目における評価結果は変わりません。なお、1提案を『手法』と『効果』に分けて記載します。

#### 【評価しない事例】

- ・設計図書に違反する記載がある項目。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容（手法と効果）が一致しない場合や効果の記載がない場合。
- ・手法について、使用する箇所（範囲）、規模（延長等）、材料、規格、期間（頻度）などの具体的な記載がない場合。
- ・記載内容について、あいまいな表現は、評価しない。（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない。）
- ・枚数超過、文字数超過、図や絵等を挿入した場合。（この場合は、0点と評価します。）
- ・一つの項目について、複数の提案を記載している際は、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質低下が懸念される提案が1つでもある場合。

#### 【基本型Ⅰの場合】

評価基準		配点
A評価	施工計画の①～④の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
B評価	施工計画の①～④の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
C評価	施工計画の①～④の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
D評価	施工計画の①～④の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
E評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

【基本型Ⅱの場合】

評 価 基 準		配 点
A評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、8項目を評価した場合	20.0
B評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、7項目を評価した場合	17.5
C評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、6項目を評価した場合	15.0
D評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、5項目を評価した場合	12.5
E評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
F評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
G評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
H評価	施工計画の①～⑧の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
I評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

# 施工計画書の様式（基本型Ⅰの例）

（別記様式6）

（用紙A4）

## 施 工 計 画 書

工事名：

会社名：

項目	手法・効果	各項目(①～④)に対して、1つの具体的な技術的提案を記入。
①	手法	記入例) ○○○○○○施工時は、□□□□□□□□□□対策を実施。 箇所:○○○、材料:○○○、期間:○○後○○日間以上
	効果	○○○○○○工の△△△△△を防止し、□□□□□□□□□□□□□□ □することで、○○○○○の△△△△△を防ぐことができる。
②	手法	記入例) ○○○に指定されている○○～○○区間に△△△△△△△△△△△△△△ 付きの□□□□□□□□を設置。 規模:L=○○m、W=○m、期間:○○○～○○○
	効果	○○○○○○時の危険防止のため、△△△△△△を設置することで、 ○○○の安全性が向上する。
③	手法	記入例) ○○○○○○使用時は、△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△ 規格:○○○○○型○○○○○、期間:○○○○工施工時
	効果	○○○○工施工時は、○○○と△△が△△する恐れがあるため、事故 防止を図るため、△△△△△△を設置し、□□□□□□の安全性が向 上する。
④	手法	記入例) ○○○○○への□□□□□□防止のため、△△△△△△△△△△△△△△ 設置。 箇所:○○○、規格:○○m <sup>3</sup> 1基、期間:○○○○～○○○○
	効果	○○○○○○を△△△△△△内から○○することで、□□を□□□□ 以下に抑えることができる。

着色部には、各項目(①～④)に対して、1つの具体的な技術的提案を手法と効果に分けて簡潔に記入すること。

合計文字数	470字
-------	------

### 注意事項：

- ・評価の対象となる提案は、『施工上の工夫等により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案』とする
- ・枚数はA4判1枚とする。文字のポイントは12を使用
- ・提案内容は記号・句読点・スペース・改行等を全て含めて500字以内とする。半角・全角問わず1字を1文字としてカウントする。
- ・セル内の内容が全て印刷（表示）できるように、必要に応じてセルの高さを調整してもよい。（印刷されたもので評価を行う。印刷（表示）されていない部分は評価しない。）
- ・設計図書に違反する記載がある項目は評価しない。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容が一致しない時は、評価しない。
- ・空白箇所を図、表、写真等を添付してはならない。

#### （記載方法1）

- ・表を「右クリック」し、「ワークシート オブジェクト(0)」→「開く」をクリックするとExcel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載した後、右上の「×」の閉じるボタンでエクセルを終了させてください。

#### （記載方法2）

- ・表を「ダブルクリック」するとExcel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載し、カーソルを「項目」に戻したうえで、Wordのシートをクリックしてください。

## (2) 企業の評価

### ①同種工事の施工実績

#### 【評価の対象となる発注機関】

・国、熊本県又は熊本県内市町村（普通地方公共団体及び特別地方公共団体（一部事務組合又は広域連合））とします。

#### 【提出資料】

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（以下「コリンズ」という。）の「竣工時登録内容確認書（工事カルテを含む）」の写し。
- ・契約書、設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。

#### 【評価方法】

- ・入札公告で示した同種工事の実績を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・3件以上工事实績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価します。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・当該年度の工事は、入札公告日において、竣工検査（国においては、完成検査）及び工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「その他の営業所」の資格で入札に参加した企業」の施工実績は、「消滅会社」の施工実績のみが評価対象です。
- ・市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。

### ②同一許可業種の工事成績評定点の平均点

#### 【評価方法】

- ・入札公告で示した同一許可業種の工事成績評定点の平均点数を評価します。
- ・対象工事の中に合冊入札による工事（以下「合冊工事」という。）がある場合には、合冊工事をまとめた平均点を1件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「その他の営業所」の資格で入札に参加した企業」の工事成績評定点は、「消滅会社」の工事成績のみが評価対象です。

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	通常型配点	JS型配点
8.3点以上	3.00点	2.00点
8.2点	2.70点	1.80点
8.1点	2.40点	1.60点
8.0点	2.10点	1.40点
7.9点	1.80点	1.20点
7.8点	1.50点	1.00点
7.7点	1.20点	0.80点
7.6点	0.90点	0.60点
7.5点	0.60点	0.40点
7.4点	0.30点	0.20点
7.3点以下	0点	0点

※企業の工事成績の平均は小数第1位を四捨五入して整数止めとします。

※配点は

【満点×（評定点－7.3）÷10】

により計算し、小数第3位を四捨五入して小数2位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

### ③優良工事等表彰の有無

#### 【提出資料】

- ・優良工事等の受賞した企業名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等を受賞した工事の竣工時登録内容確認書（工事カルテを含む）の写し（ただし、コリンズの竣工登録がない場合は、県工事においては入札公告など受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）

#### 【評価方法】

- ・入札公告で示した企業が受賞した優良工事等表彰実績の有無を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ等の許可業種で区分します。（建設業法 別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度（平成17年4月施行）」及び「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」とします。
- ・熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰は、同種の優良工事表彰のみを対象とします。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の優良工事表彰は、“消滅会社”の表彰のみが評価対象です。
- ・平成29年度の評価対象期間は、平成24年度表彰以降から公告日までの表彰となります。

### ④地域精進度

#### 【提出資料】

- ・県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精進度として設定する場合は、以下の資料\*で確認します。（主たる営業所の所在地を設定する場合は不要。）
- ※当工事の公告日において有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表又は第二面を含む）。

#### 【評価方法】

- ・入札公告で示した地域精進度を評価します。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の地域精進度は、“その他の営業所”を“主たる営業所”とみなして評価します。
- ・県外企業対象工事等で建設業法第3条に規定する営業所（従たる営業所を含む）の所在地を地域精進度として設定する場合は、当該営業所を証するために応札者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）

### ⑤地域貢献度

#### 【評価方法】

- ・入札公告で示した地域貢献の有無（災害支援活動及び災害協定の締結（県内企業対象工事で固定項目）、工場又は事業所の有無（県外企業対象工事で固定項目）、主要資材の県産資材使用、県内企業への下請又は県内企業による自社施工（県内企業が参加対象の「土木一式工事」においては、「県内企業への下請」に加えて、かつ「地域振興局等管内のB等級又はC等級企業への下請」を行う場合）及び社会貢献活動（1項目発注者が選択して設定））を評価します。
- ・応札者が提出した資料に基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・災害協定の締結と災害支援活動実績の有無は、今回、各々独立配点（1点）として評価します。

- **災害支援活動**とは次のとおりです。

- ・平成27年4月1日以降に国、県又は県内市町村の要請により実施した、公共施設\*<sup>1</sup>に係る災害応急

活動、又は平成28年4月に発生した熊本地震に起因する支援活動<sup>※2</sup>。

※1：国、県又は県内市町村が管理する公共施設

※2：災害救助法第四条及び災害救助法施行令第二条に記載された活動

※2：災害救助法第四条及び災害救助法施行令第二条に記載された支援活動

○災害救助法第四条（救助の種類等）

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

○災害救助法施行令第二条（救助の種類等）

法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 【提出資料】

・国、県又は県内市町村の要請に基づき活動した旨を証明する活動証明書<sup>※</sup>の写し

※：要請者が発行する証明書がある場合に評価します。

### 【評価方法】

- ・発注工事（箇所）を管轄する各地域振興局等（熊本土木事務所を含む。（以下同じ。））管内での活動実績を評価対象とします。
- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「その他の営業所」の資格で入札に参加した企業の災害支援活動は、“存続会社”及び“消滅会社”の双方の実績を評価対象とします。
- ・道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施したものは、評価対象としません。
- ・但し、熊本地震に起因する国、県又は市町村の要請により年間委託業務で実施したものは、評価対象とします。

### 【留意事項】

- ・公共施設とは、国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり等防止法、下水道法、水道法等における施設、並びに建築物等施設とします。

### ● **災害協定の締結**とは次のとおりです。

- ① 土木一式工事は当該工事の入札公告日における、発注工事を管轄する地域振興局長等（熊本土木事務所長を含む。以下同じ。）と大規模災害時の支援活動に関する協定の締結。
- ② 建築一式工事は当該工事の入札公告日における、熊本県土木部長と大規模災害時の支援活動に関する協定の締結（ただし、当該工事が位置する地域振興局管内と同一の管内に主たる営業所が存する企業のみ評価）。
- ③ その他の発注工種については、当該工事の入札公告日における、熊本県知事と大規模災害時の支援活動に関する協定（基本協定は対象としない）を締結し、かつ、地域振興局等毎に当該年度の協力体制が県に報告されていること（ただし、当該工事が位置する地域振興局管内と同一の管内に主たる営業所が存する企業のみ評価）。



### 【提出資料】

- ① 発注工事を管轄する地域振興局長等、熊本県土木部長又は熊本県知事と締結した協定書の写し
  - ② 土木一式工事では、当該地域振興局長等と締結した協定書第5条に基づき、当該地域振興局長等に報告した当該年度の最新の協力体制の内容の写し
  - ③ 建築一式工事では、熊本県土木部長と締結した協定書第5条に基づき、土木部長に報告した当該年度の最新の協力体制の内容の写し
  - ④ その他の発注工種では、熊本県知事と締結した協定書（基本協定書は対象としない）第5条に基づき、県に報告した当該年度の最新の協力体制の内容の写し
- (②～④は協力体制表、支援活動名簿等の、入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる資料)

### 【評価方法】

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」は、“存続会社”の協定締結を評価対象とします。
- ・企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業も評価対象とします。

### ● **工場又は事業所（県内在住 20 人以上のもの）の有無**とは次のとおりです。

- ① 当該工事の公告日における、熊本県内に、工場又は事業所（県内在住の正社員 20 人以上）の有無を評価します。

### 【評価方法】

- ・工場とは、日本標準産業分類の製造業に分類される事業所とします。
- ・事業所とは、日本標準産業分類における事業所とします。

#### 【日本標準産業分類の製造業に分類される事業所の定義】

1 「E 製造業」には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること  
したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。  
なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は製造業に分類される。  
ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。  
すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。
- (2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること  
ここでいう卸売とは次の業務をいう。
  - (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること
  - (イ) 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること
  - (ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売すること
  - (エ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと
  - (オ) 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売すること

上記 (1) 及び (2) の条件を備えた事業所が製造業となる。したがって、いわゆる製造小売業は製造業としない。

- 2 この産業分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。
- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
  - (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。
- すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。
- この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。
- なお、一区画であるかどうか不明らかな場合は、売上台帳、貸金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。
- また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

● **主要資材の県産資材使用**とは次のとおりです。

- ・入札公告において指定された主要資材について、全て県産資材を使用する場合に評価します。
- ・県産資材（木材を除く）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、県内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、県内に登記上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とします。
- ・県産資材のうち、木材については、「原則として、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県産材とみなす。」とします。
- ・なお、これにより難しい場合は、それぞれの工事において、入札公告の中で明示します。

**【確認資料】**

- ・入札公告時に指定された様式の提出（評価時）
- ・納品書・領収書等の提出（施工中及び竣工時に確認）

● **県内企業への下請 又は自社施工**とは次のとおりです。

- ・県内企業が、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約若しくは、全て自社で施工する場合に評価します。
- ・県内企業が参加対象の「土木一式工事」は、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを行う場合に評価します。
- ・県外企業の場合は、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを全て県内企業と契約する場合に評価します。
- ・県内企業とは、主たる営業所を県内に有する建設企業とします。

**【確認資料】**

- ・入札公告時に指定された様式の提出（評価時）
- ・下請け報告書（施工中及び竣工時に確認）

● **社会貢献活動**とは次のとおりです。

**【企業単独での活動】**

- ① ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動の実績
- ② くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動の実績
- ③ 県管理海岸における美化活動（流木処理等）の実績

### 【団体での活動】

- ④ 建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った公共施設の美化活動等の公共性、公益性に資する社会貢献活動の実績

※献血活動は評価対象としません。

### 【提出資料】

○上記①～③

- ・協定書の写し（上記③は除く）
- ・社会貢献活動区域の地図（指定様式による）
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し

○上記④

- ・建設業協会等の建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動内容がわかる新聞記事等の写し

県管理海岸の美化活動における活動報告書は、くまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用してください。

### 【評価方法】

- ・合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「その他の営業所」の資格で入札に参加した企業」の社会貢献活動は、“存続会社”及び“消滅会社”の双方の実績を評価対象とします。
- ・団体で行う活動については、下記1）～3）を全て満たすこととします。
  - 1) 活動（主催）する団体については、建設産業団体連合会加盟団体であること。
  - 2) 新聞記事、HPや市町村広報などで活動内容の確認が出来ること。
  - 3) 活動した企業の参加実績を団体が証明し、参加した企業毎に、2名以上が参加していること。

### ⑥復興JVによる入札参加

- ・震災関連等工事における予定価格3億円未満（混合入札\*対象）の「土木一式工事」（JS型適用）に設定します。

※企業単体（単体有資格業者（A1））及び復興JVによる入札参加を可とします。

### 【提出書類】

- ・入札公告時に指定された様式（表紙の申請企業名を確認）の提出（評価時）

### 【評価方法】

- ・復興JVで入札に参加する場合に評価します。

### ⑦同一許可業種工事の受注状況

- ・県内企業が入札に参加する対象工事において、通常工事型の全ての工事（業種、型式）に設定します。
- ・応札企業が入札公告日時点において、平成29年6月1日以降に元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の入札公告で示した同一許可業種工事件数を評価（受注件数が少ない企業に加点）します。
- ・震災関連等工事で元請けとして受注契約した工事件数は除きます。

### 【評価方法】

- ・通常工事において、基本配点は、受注件数が0件の場合に1点、1件の場合に0.5点、2件以上の場合は0点となります（簡易型Iは半点評価）。ただし、震災関連等工事で元請けとして受注契約した工事は除きます。
- ・共同企業体での入札に参加する企業は、構成員数に応じて、基本配点を按分し各構成員の受注件数を評価します（簡易型I-JSは半点評価）。
- ・共同企業体の構成員としての既受注件数は、出資比率20%以上のものについて評価します。
- ・入札公告で示した対象工事について各応札企業の受注件数を評価します。

## ⑧震災関連等工事の受注件数

- ・県内企業が入札に参加する土木一式工事及び建築一式工事の全ての型式に設定します。
- ・熊本県土木部、農林水産部、教育庁及び企業局が発注した震災関連等工事<sup>※1</sup>を平成28年4月1日から平成30年3月31日までに元請けとして受注契約したもののうち、当初請負額が1,500万円以上、若しくは平成30年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事では最終請負額が1,500万円以上の「土木一式工事」の総工事件数、又は「建築一式工事」の総工事件数を評価します。
- ※1：(1) 平成28年熊本地震・豪雨災害、平成29年九州北部豪雨及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事
- (2) (1)に係る関連工事：
  - ・災関緊、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事
  - ・(1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業（通常事業を含む）に係る工事

### 【提出資料】

- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額500万円以上の工事）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が1,500万円以上の工事申請の場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初請負額500万円未満の工事）

### 【評価方法】

- ・通常工事における基本配点は、受注件数が10件以上の場合に1点、9件の場合に0.9点、8件の場合に0.8点、7件の場合に0.7点、6件の場合に0.6点、5件の場合に0.5点、4件の場合に0.4点、3件の場合に0.3点、2件の場合に0.2点、1件の場合に0.1点、0件の場合に0点となります（簡易型-Iは半点評価）。
- ・震災関連等工事（JS型）においては、受注件数が10件以上の場合に3点、9件の場合に2.7点、8件の場合に2.4点、7件の場合に2.1点、6件の場合に1.8点、5件の場合に1.5点、4件の場合に1.2点、3件の場合に0.9点、2件の場合に0.6点、1件の場合に0.3点、0件以上の場合は0点となります（簡易型I-JSは半点評価）。
- ・共同企業体の構成員としての受注件数は、出資比率20%以上のものに限りま。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

#### ○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数＝2件（A工事・B工事）

#### ○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数＝1件（合冊工事計）

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事及び建築一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替えます。）

### 【留意事項】

- ・評価する工事は「土木一式工事」では10件まで、「建築一式工事」では2件までとします。
- ・「災害」の単語がつかない工事名でも工事内容が震災関連等工事に該当する場合は評価の対象とします。
- ・複数の受注実績をお持ちの企業は、全て申請してください。

### ⑨登録基幹技能者の配置

- ・当該工事の元請け又は下請けに登録基幹技能者講習修了者の資格を有する者を配置する場合に評価します。

#### 【提出資料】

- ・入札公告時に指定された様式の提出（評価時）
- ・登録基幹技能者講習修了証の写し（評価時、施工計画書提出時、施工中及び竣工時）

#### 【評価方法】

- ・入札公告において、指定する種類（職種）の登録基幹技能者について、当該工事に配置する場合に評価します。

#### 【留意事項】

- ・元請又は下請は問いませんが、指定する種類（職種）の登録基幹技能者は、その職種の作業時には常駐が必要となります。
- ・ここでいう登録基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了した者とし、講習修了証を有する者としてします。
- ・施工計画書提出時、施工中及び竣工時に登録基幹技能者講習修了証の写しを確認します。また、併せて竣工時には、常駐確認のため作業日報の写しについても確認します。
- ・当該工事の契約締結後において、あらかじめ提出した登録基幹技能者が変更となる場合は、監督職員と協議のうえ、入札公告時において指定した種類（職種）の登録基幹技能者を配置する必要があります。ただし、やむを得ず、登録基幹技能者の配置が困難となった場合は、工事成績評定点から減点します。

### (3) 配置予定技術者の評価

※複数の技術者が掲げられた場合は、対象項目の合計得点が最も低い者をもって評価します。

#### ①配置予定技術者の資格

##### 【提出資料】

- ・対象資格取得を証明する合格証明書、または資格、免許、登録証等の写し（いずれか一つで可）。

##### 【評価方法】

- ・入札公告で示した指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価します。
- ・経過年数の基準となる日は入札公告日とします。
- ・応札企業が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）

#### ②配置予定技術者の専任状況（「建築一式工事」の簡易型-Iのみで設定）

##### 【提出資料】

- ・共通事項書掲載様式「配置予定技術者の評価に関する事項」の「配置予定技術者の氏名」欄の横に「専任」か「非専任」かを記載し、提出します。

##### 【評価方法】

- ・配置予定技術者を専任で配置する場合に評価します。

#### ③優良工事等表彰の有無

##### 【提出資料】

- ・優良工事等の受賞した技術者名が記載された表彰状の写し。
- ・優良工事等を受賞した工事のコリンズ登録の写し（又は、県工事においては入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）

##### 【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者が受賞した優良工事等表彰実績の有無を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）

- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ等の許可業種の工事種類とします。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
- ・「優良工事等表彰」とは国土交通行政功労者及び団体の表彰、熊本県優良工事等表彰制度(平成17年4月施行)及び熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰とします。
- ・ただし、熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰は、同種の優良工事表彰のみを対象とします。

#### ④主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験

##### 【提出資料】

- ・コリンズの「竣工時登録内容確認書(工事カルテを含む)」の写し。
- ・契約書、設計図書(図面、数量表等)の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》(コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出)
- ・建設工事共同企業体協定書の写し(共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出)
- ・現場代理人、主任(監理)技術者通知書の控の写し。(コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは主任(監理)技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出)
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施(実績)工程表の写し。

##### 【評価方法】

- ・入札公告で示した主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験を評価します。
- ・応募者が提出した資料のみに基づいて、評価します。(提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。)
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・**3件以上工事実績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価します。**
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限り、ます。
- ・当該年度の工事は、入札公告日において、竣工検査(国においては、完成検査)及び工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・従前に勤務していた企業(転職等により退社した企業)での施工経験も評価対象とします。
- ・従事期間は、実工期\*の2分の1を超える期間(工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間)に従事していたことを要します。  
※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日(工事完成通知書(しゅん工届)提出日)から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。

#### ⑤主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同一許可業種工事の施工経験における工事成績評定点(1件)

##### 【提出資料】

- 1) 上記④の施工経験において申請した工事(のうち1件)の工事成績評定点を申請する場合
  - ・工事成績評定通知書の写し。(国又は熊本県発注工事に限る。)
- 2) 上記④の施工経験において申請した工事以外の工事成績評定点を申請する場合
  - ・コリンズの「竣工時登録内容確認書(工事カルテを含む)」の写し。
  - ・工事成績評定通知書の写し。(国又は熊本県発注工事に限る。)
  - ・契約書、設計図書等の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》(コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出)
  - ・建設工事共同企業体協定書の写し(共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出)
  - ・現場代理人、主任(監理)技術者通知書の控の写し。(コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コ

- リンズ資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。

### 【評価方法】

- ・上記④において評価（提出）した工事に限らず、入札公告で示した国又は熊本県が発注した工事で、土木関係工事においては、平成24年度以降に、建築関係工事においては、平成19年度以降に従事した同一許可業種工事の成績評定点（1件）を評価します。
- ・応募企業が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・当該年度の工事は、入札公告日において、竣工検査（国においては、完成検査）及び工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
- ・従事期間は、実工期\*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。  
※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・評価する件数は1件とします。
- ・**複数の工事成績が提出された場合は、得点が最も低い1件で評価します。**
- ・工事成績評定点の記載又は工事成績評定通知書の写しの提出がない場合は、0点として評価します。

#### ○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	通常型配点	JS型配点
83点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0点	0点

※配点は

$$\text{【満点} \times (\text{評定点} - 73) \div 10 \text{】}$$

により計算し、小数第3位を四捨五入して小数2位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

### ⑥継続教育の取得状況

#### 【提出資料】

- ・下記、建設系CPD協議会、又は建築CPD運営会議加盟団体が発行する実績証明書の写し。
- ・実績証明書の期間が、入札公告で示した評価対象期間内に収まっていない場合は、入札公告で示した期間内に取得した単位数が分かる明細書等の写しを併せて提出します。

#### 【建設系CPD協議会加盟団体】

- ①空気調和・衛生工学会、②建設コンサルタンツ協会、③地盤工学会、④全国土木施工管理技士会連合会、
- ⑤土木学会、⑥土質・地質技術者生涯学習協議会、⑦日本環境アセスメント協会、
- ⑧日本コンクリート工学会、⑨日本技術士会、⑩日本建築士会連合会、
- ⑪日本造園学会、⑫日本都市計画学会、⑬農業農村工学会、⑭全国測量設計業協会連合会、
- ⑮全国上下水道コンサルタント協会、⑯森林・自然環境技術者教育会、⑰建設業振興基金、

## ⑱交通工学研究会、⑲全日本建設技術協会

### [建築 CPD 運営会議加盟団体]

- ①日本建築士会連合会、②日本建築士事務所協会連合会、③日本建築家協会、④日本建設業連合会、
- ⑤日本建築学会、⑥空気調和・衛生工学会、⑦建築設備技術者協会、⑧電気設備学会、
- ⑨日本設備設計事務所協会、⑩建築技術教育普及センター、⑪日本建築構造技術者協会、
- ⑫建設業振興基金

### 【評価方法】

- ・土木関係工事は、建設系 CPD 協議会、建築関係工事においては、建築 CPD 運営会議加盟団体の入札公告に示した評価対象期間内の取得単位数を評価します。

### 【留意事項】

- ・証明書の写しが、対象期間に収まっていない場合で、明細書等の提出がなく評価対象期間内の取得単位数が確認できない場合は評価しません。

## ⑦若手技術者の追加配置

### 【提出資料】

- ・健康保険被保険者証、合格証明書、または資格、免許、登録証等の写し等（若手配置予定技術者の年齢（生年月日）及び該当工事の主任技術者となりうる資格が確認できるもの）。

### 【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者の追加配置を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて、評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・当該工事における配置予定主任（監理）技術者の他に、技術者を追加配置する場合に評価します。
- ・追加配置する技術者は、当該工事の主任技術者となる資格を有する者のうち、40歳未満<sup>※1</sup>の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者<sup>※2</sup>に限ります。

※1：40歳未満とは、入札公告日において、40歳未満の者とします。

※2：直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上の雇用がある者としてします。

### 【留意事項】

- ・追加配置する技術者には、当工事での専任義務はありませんが、他工事に専任している技術者を追加配置することは、認められません。（他工事での専任義務違反となるため）
- ・なお、現場代理人と兼務する場合は、現場代理人としての常駐義務が発生します。
- ・追加配置する技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、土木工事共通仕様書の第1編1-1-2に規定する以下の場合には、主任（監理）技術者と共に立ち会うことが義務となります。

「協議、報告、確認、立会、工事検査、段階確認」



# (4) 評価基準の設定例

・通常工事型：基本型Ⅰ（県内企業が参加する土木一式工事）の設定例

様式10 評価に関する基準（基本型Ⅰ）（土木一式）		評価項目	評 価 内 容	評 価 基 準	配 点	得 点
施 工 計 画 画 面	(例) 安全確保に関する提案:①通行車両の安全確保に関する提案 ②自転車・歩行者の安全確保に関する提案 ③コンクリートの打設に関する提案 ④各種振動対策に関する提案	A評価			10.0点	/10.0点
		B評価			7.5点	
		C評価			5.0点	
		D評価			2.5点	
		E評価			0.0点	
企 業 の 評 価	同種工事(※4)の施工実績	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成19年度以降(※3)に元請けとして完成した「〇〇工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	/2.0点	
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点~2.70点 0.0点	/3.0点	
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成24年度以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	/1.0点	
	地域精通度	建設業法上の主たる営業所の所在地	〇〇地域振興局管内 上記に該当しない	2.0点 0.0点	/2.0点	
	地域貢献度	〇〇地域振興局長との災害協定の締結	協定締結あり 協定締結なし	1.0点 0.0点	/3.0点	
	〇〇地域振興局管内における平成27年4月1日以降の災害支援活動の実績	活動の実績あり 活動の実績なし	1.0点 0.0点			
	本工事で使用する主要資材(別表1)の県産資材(※10)使用の有無	使用する 使用しない	1.0点 0.0点			
	全ての1次下請が県内企業(※11)(管内のB等級又はC等級企業(※12)を含む)、又は全て自社施工	全ての1次下請が県内企業で、そのうち〇〇地域振興局管内の土木一式工事B等級又はC等級企業への1社以上の下請を含む。 又は、全て自社施工	1.0点 0.0点			
	過去2年間(※13)の社会貢献活動の実績	単独で活動の実績あり 団体で活動の実績あり 活動実績なし	1.0点 0.5点 0.0点			
	小計(企業実績等)					/11.00点
補正率					10/11	
補正後の得点(企業実績等)					/10.00点	
当 該 工 事 と 同 一 許 可 業 種 の 工 事 受 注 状 況	熊本県(※5)が発注した工事で、平成29年6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「土木一式工事」の工事件数 ただし、震災関連等工事(※16)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件		1.0点	/1.0点	
		受注件数1件		0.5点		
		受注件数2件以上		0.0点		
		受注件数10件以上		1.0点		
震 災 関 連 等 工 事 (※ 16) で 同 一 許 可 業 種 の 工 事 受 注 状 況	熊本県(※5)が発注した震災関連等工事(※16)を平成28年4月1日から平成30年3月31日まで元請けとして受注契約したもののうち、当初請負額が1,500万円以上、若しくは平成30年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事で最終請負額が1,500万円以上の「土木一式工事」の総工事件数	受注件数0件		0.0点	/1.0点	
		受注件数0件 ~ 受注件数1件		0.5点 ~ 0.1点		
		受注件数2件以上		1.0点		
		受注件数10件以上		1.0点		
小計(企業)					/12.00点	
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	配置予定技術者の資格	「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	2.0点 1.0点 0.0点	/2.0点	
	優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成24年度以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	/1.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事(※4)の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成19年度以降(※3)に元請けとして完成した「〇〇工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	/2.0点	
	主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成24年度以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「土木一式工事」の工事成績評定点(※14)。(評価する工事は、2件とする。)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点~2.70点 0.0点	/3.0点	
	継続教育の取得状況	過去2年間(※13)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10~19ユニット(単位) 0~9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	/1.0点	
	若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置及び現場代理人との兼務(ただし、当工事の主任技術者となる資格を有する者のうち、40歳未満の若手建設かつ恒常的な雇用関係にある者(※15)に限る。)	配置する(現場代理人と兼務する) 配置する(現場代理人と兼務しない) 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点	/1.0点	
	小計(技術者)					/10.00点
	補正率					10/10
	補正後の得点(技術者)					/10.00点
	合 計					/32.00点

語句の定義

- ・ A評価：施工計画の①~④の評価項目に対して、4項目を評価した場合
- ・ B評価：施工計画の①~④の評価項目に対して、3項目を評価した場合
- ・ C評価：施工計画の①~④の評価項目に対して、2項目を評価した場合
- ・ D評価：施工計画の①~④の評価項目に対して、1項目を評価した場合
- ・ E評価：評価した項目がない場合、文字数超過、様式違い、課題の取り違い。

(※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。  
(※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。  
(※3) 平成19年度以降：平成19年4月1日から入札公告日までの間。  
(※4) 〇〇工事：請負額〇〇〇万円以上の〇〇〇の工事。  
(※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁及び企業局。  
(※6) 過去5年間：平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間。  
(※7) 「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。  
(※8) 平成24年度以降：平成24年4月1日から入札公告日までの間。  
(※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。  
(※10) 県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。  
(※11) 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。  
(※12) 管内のB等級又はC等級企業：〇〇地域振興局管内に主たる営業所を有する「土木一式工事」B等級、又はC等級企業。  
(※13) 過去2年間：平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間。  
(※14) 「土木一式工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額2,500万円以上の工事。  
(※15) 恒常的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前継続して3か月以上雇用関係にある者。  
(※16) 震災関連等工事：①平成28年熊本地震・高野災害、平成29年九州北部豪雨、及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事。  
②①に係る関連工事：災害緊要、激務、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事。  
③①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業(通常事業を含む)に係る工事。

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	3.00点	3.00点
82点	2.70点	2.70点
81点	2.40点	2.40点
80点	2.10点	2.10点
79点	1.80点	1.80点
78点	1.50点	1.50点
77点	1.20点	1.20点
76点	0.90点	0.90点
75点	0.60点	0.60点
74点	0.30点	0.30点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は[算点×(工事成績評定点-73点)÷10]により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

・震災関連等工事型（JS型）簡易型Ⅱ-JS（県内企業が参加する土木一式工事）の設定例

様式10		評価に関する基準（簡易型Ⅱ-JS）（土木一式）																																						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点																																				
企業の評価	(復興JVは代表構成員の)同種工事(※4)の施工実績	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成19年度以降(※3)に元請けとして完成した「〇〇工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき0.5点。	1.0点	/1.0点																																			
			・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	0.75点																																				
		0.5点																																						
		0.25点																																						
		0.0点																																						
	(復興JVは代表構成員の)当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去5年間(※6)に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上	2.0点	/2.0点																																			
			74~82点	0.20点~1.80点																																				
	73点以下、又は実績なし	0.0点																																						
	復興JVによる入札参加	復興JVによる当該工事への入札参加の有無	復興JVによる参加	5.0点	/5.0点																																			
			企業単体による参加	0.0点																																				
代表構成員、構成員2及び構成員3の震災関連等工事(※10)で同一許可業種の工事受注状況	単体の場合	熊本県(※5)が発注した震災関連等工事(※10)を平成28年4月1日から平成30年3月31日までに元請けとして受注契約したもののうち、当初請負額が1,500万円以上、若しくは平成30年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事では最終請負額が1,500万円以上の「土木一式工事」の総工事件数	受注件数10件以上	3.0点	/3.0点																																			
		受注件数9件~	2.7点																																					
	受注件数1件	0.3点																																						
	2者復興JVの場合	熊本県(※5)が発注した震災関連等工事(※10)を平成28年4月1日から平成30年3月31日までに代表構成員が元請けとして受注契約したもののうち、当初請負額が1,500万円以上、若しくは平成30年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事では最終請負額が1,500万円以上の「土木一式工事」の総工事件数	受注件数10件以上	1.5点	/1.5点																																			
			受注件数9件~	1.35点																																				
	受注件数1件	0.15点																																						
熊本県(※5)が発注した震災関連等工事(※10)を平成28年4月1日から平成30年3月31日までに構成員2が元請けとして受注契約したもののうち、当初請負額が1,500万円以上、若しくは平成30年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事では最終請負額が1,500万円以上の「土木一式工事」の総工事件数	受注件数10件以上	1.5点	/1.5点																																					
	受注件数9件~	1.35点																																						
受注件数1件	0.15点																																							
小計(企業)				/11.0点																																				
配置予定技術者の評価	(復興JVは代表構成員の)配置予定技術者の資格	「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上	1.0点	/1.0点																																			
		指定資格取得後5年未満	0.5点																																					
		指定資格未取得	0.0点																																					
	(復興JVは代表構成員の)主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事(※4)の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成19年度以降(※3)に元請けとして完成した「〇〇工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。	2.0点	/2.0点																																			
			・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	1.5点																																				
	1.0点																																							
	0.5点																																							
	0.0点																																							
(復興JVは代表構成員の)主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成24年度以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「土木一式工事」の工事成績評定点(※9)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上	3.0点	/3.0点																																				
		74~82点	0.30点~2.70点																																					
		73点以下、又は実績なし	0.0点																																					
小計(技術者)				/6.0点																																				
合計					/17.0点																																			
語句の定義																																								
(※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。 (※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。 (※3) 平成19年度以降：平成19年4月1日から入札公告日までの間。 (※4) 〇〇工事：請負額〇〇〇〇万円以上の〇〇〇の工事。 (※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁及び企業局。 (※6) 過去5年間：平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間。 (※7) 「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。 (※8) 平成24年度以降：平成24年4月1日から入札公告日までの間。 (※9) 「土木一式工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額2,500万円以上の工事。 (※10) 震災関連等工事：①平成28年熊本地震・豪雨災害、平成29年九州北部豪雨、及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事。 ②①に係る関連工事：災害、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事。 ・①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業(通常事業を含む)に係る工事。																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績評定点</th> <th>配点(企業)</th> <th>配点(技術者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>83点以上</td><td>2.00点</td><td>3.00点</td></tr> <tr><td>82点</td><td>1.80点</td><td>2.70点</td></tr> <tr><td>81点</td><td>1.60点</td><td>2.40点</td></tr> <tr><td>80点</td><td>1.40点</td><td>2.10点</td></tr> <tr><td>79点</td><td>1.20点</td><td>1.80点</td></tr> <tr><td>78点</td><td>1.00点</td><td>1.50点</td></tr> <tr><td>77点</td><td>0.80点</td><td>1.20点</td></tr> <tr><td>76点</td><td>0.60点</td><td>0.90点</td></tr> <tr><td>75点</td><td>0.40点</td><td>0.60点</td></tr> <tr><td>74点</td><td>0.20点</td><td>0.30点</td></tr> <tr><td>73点以下</td><td>0.00点</td><td>0.00点</td></tr> </tbody> </table> ※配点は【満点×(工事成績評定点-73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。		工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)	83点以上	2.00点	3.00点	82点	1.80点	2.70点	81点	1.60点	2.40点	80点	1.40点	2.10点	79点	1.20点	1.80点	78点	1.00点	1.50点	77点	0.80点	1.20点	76点	0.60点	0.90点	75点	0.40点	0.60点	74点	0.20点	0.30点	73点以下	0.00点	0.00点
工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)																																						
83点以上	2.00点	3.00点																																						
82点	1.80点	2.70点																																						
81点	1.60点	2.40点																																						
80点	1.40点	2.10点																																						
79点	1.20点	1.80点																																						
78点	1.00点	1.50点																																						
77点	0.80点	1.20点																																						
76点	0.60点	0.90点																																						
75点	0.40点	0.60点																																						
74点	0.20点	0.30点																																						
73点以下	0.00点	0.00点																																						

### 3. 総合評価審査会

総合評価落札方式における技術提案の評価等に関する事務を執行するため、本庁及び出先機関に総合評価審査会を設置します。

#### ○審査会の役割

- ①落札者決定基準に関すること
- ②評価値の決定に関すること
- ③その他総合評価の審査等に必要な事項に関すること

### 4. 学識経験者の意見聴取

#### 4-1 意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

【参考】地方自治法施行令（平成20年3月一部改定）

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、(中略) 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### 4-2 意見聴取の時期

- ①総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ②総合評価落札方式による落札者を決定しようとするとき。

（基本型については、評価の平準化及び恣意性の排除等の観点から、原則として意見聴取を行います。また、簡易型については、原則として、地方自治法第167条の10の2第5項によることとします。）

#### 4-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、原則2名以上の学識経験者に直接の意見聴取を行います。

#### 4-4 意見聴取の非公開

学識経験者への意見聴取に際しては、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、学識経験者名についても非公表にします。

#### 4-5 学識経験者の定義

学識経験者とは、大学の教授や国や県の行政経験者等の専門知識を持つ方のことを学識経験者と呼んでいます。

## 5. 評価内容の担保

### 5-1 施工計画の担保

総合評価落札方式で、採用された施工計画等について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図書とします。

実際の施工に際しては、提案のあった施工計画等の内容を満たす施工方法により施工するものとします。

施工計画等については、受注者の実際の施工に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行いません。

受注者の責により施工計画等を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定表において、「施工計画」得点の満点（10点又は20点）を減点します。また、施工のやりなおし、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合もあります。

なお、施工計画等の履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止措置等を行います。

### 5-2 地域貢献度の担保

#### 1) 主要資材の県産資材使用

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「主要資材の県産資材使用」が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目「主要資材の県産資材使用」で得た得点を、工事成績評定点から減点します。

#### 2) 県内企業への下請又は自社施工

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「県内企業への下請又は自社施工」（県内企業が参加対象の「土木一式工事」に係る下請けは、1次下請けについて全て県内企業と契約し、かつ地域振興局等の管内に主たる営業所を有する土木一式工事のB等級又はC等級企業への1社以上の1次下請けを含む。）が評価内容として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目「県内企業への下請又は自社施工」で得た得点を、工事成績評定点から減点します。

### 5-3 配置予定技術者評価の担保

受注者は、建設業法施行令で定める、技術者を専任で配置することが必要となる工事及び建築一式工事における簡易型Ⅰの工事で、配置予定技術者を専任で配置する旨の技術申請を行った工事においては、予め技術申請書に記載した配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を工事現場に専任で配置しなければならないものとします。

また、配置予定技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更は認めません。\*

ただし、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、変更前の配置予定技術者が入札公告の「評価に関する基準」で得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければなりません。変更前の配置予定技術者と変更後の配置予定技術者で得た得点に（減の）差がある場合は、その差分について、工事成績評定点から減点します。

※「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」

「一般競争入札共通事項書」における「配置予定技術者」に関する記載事項 等 参照

### 5-4 若手技術者の追加配置の評価の担保

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「若手技術者の追加配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、予め技術申請書に記載した追加配置技術者（以下「追加配置技術者」という。）を配置しなければなりません。

この場合において追加配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めません。

ただし、やむを得ず追加配置技術者を変更する場合は、入札公告の「評価に関する基準」の「若手技術者の追加配置」に示す資格がある追加配置技術者を配置しなければなりません。また、入札公告の「評価に関する基準」に示した資格がある追加配置技術者を配置出来ない場合は、評価項目「若手技術者の追加配置」で得た得点を工事成績評定点から減点します。

追加配置技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、土木工事共通仕様書の第1編1-1-2に規定する協議、報告、確認、立会い、工事検査及び段階確認を行うときは、主任（監理）技術者と同席しなければなりません。

### 5-5 登録基幹技能者の評価の担保

受注者は、入札公告の「評価に関する基準」において、「登録基幹技能者の配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者（以下「登録基幹技能者」という。）を配置しなければなりません。

発注者は、施工計画書提出時や当該作業中及び竣工時に、予め技術申請書に記載した登録基幹技能者の当該作業期間における常駐の是非について確認します。

ただし、やむを得ず登録基幹技能者を変更する場合は、入札公告の「評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」に示す同種の登録基幹技能者を配置しなければなりません。また、入札公告の「評価に関する基準」に示した同種の登録基幹技能者を配置出来ない場合は、評価項目「登録基幹技能者の配置」で得た得点を工事成績評定点から減点します。

### 5-6 工事成績評定への反映方法

竣工検査時に、施工計画、地域貢献度（県産資材若しくは県内企業への下請又は自社施工）、登録基幹技能者、配置技術者、若手技術者の追加配置等についても検査を行います。採用された提案などの履行状況等を評価・確認し、工事成績評定に反映します。

総合評価で求めた施工計画について、施工計画の内容を満たすことができなかった場合は工事成績評定の減点を行います。減点については、「工事成績評定要領の法令遵守」を適用して行います。

施工計画の履行状況の確認方法は以下のとおりです。

- ① 履行状況チェック表を作成します。
  - ・現場着手前に、受発注者協議の上、具体的な確認の実施時期や確認方法を定めます。
  - ・この際に、発注者が実施不要と認めた受注者の提案については、履行状況チェック表の摘要欄にその旨を記載し、受注者に伝えます。なお、施工中の現場状況の変化により、履行不要となった提案についても、同様に取り扱います。
- ② 実施状況の確認
  - ・実施状況の有無を確認する必要がありますので、履行状況チェック表の確認方法等に従って、その都度、実施状況の確認を受けて下さい。
- ③ 竣工検査時の確認
  - ・竣工検査時に履行状況チェック表を検査員が検査し、不履行があった場合は減点します。

（様式-11・基本型用） 施工計画書 履行状況チェック表										
工事番号		平成〇年度 債務 単県〇〇第1234-0-101号			請負者名： 〇〇△会社					
工事名		□□△△線 単県〇〇〇工事								
簡易な施工計画	提案概要	確認の実施時期 又は頻度	確認方法	可：○ 否：×	実施状況	確認日	確認者	摘要		
安全管理	「一般交通に対する安全対策について」	①〇〇〇〇			○	現地立会	19・△・□	〇〇 〇〇		
		②〇〇〇〇			○	現地立会	19・△・□	〇〇 〇〇		
							・	・		
							・	・		
品質管理	「コンクリートの品質について」					書類確認	・	・		
							・	・		
							・	・		
							・	・		
		— ※1 協議して決定 —					— ※2 履行状況 —			
		※1 具体的な「確認の実施時期又は頻度」、「確認方法」は、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。					※2 履行状況確認の都度、主任監督員が記入する。			
注1) 行が足りない場合は、適宜追加すること。										
注2) 受注者の真により施工計画書に記載した内容が不履行の場合、工事成績評定において、評価項目の満点と同じ点数を減点する。										

## 6. 事前登録制度

### 6-1 適用範囲

競争参加資格が「土木一式工事」において、6-2の項目について、事前登録制度を適用します。  
事前登録制度適用工事は以下の①～③を全て満たす工事とします。

- ①熊本県<sup>\*1</sup>が発注する総合評価落札方式による入札工事
- ※1：土木部、農林水産部、教育庁（施設課）、企業局を対象とします。
- ②建設工事の種類が土木一式工事の工事
  - ③平成30年4月2日以降公告の工事

### 6-2 平成30年度の前登録項目

A1等級の企業では以下の①～⑥を対象とし、A2等級の企業では以下の⑥を対象とします。

- ①工事の種類毎の優良工事等表彰（平成25年度以降）
- ②地域精通度（主たる営業所の所在地）
- ③災害支援活動の実績（平成28年4月1日以降）  
※平成30年4月1日以降の活動実績の申請は、工事毎に個別申請となります。
- ④災害協定の締結
- ⑤社会貢献活動の実績（過去2年間）（単独での活動のみ）  
※団体での活動実績の申請がある場合は、工事毎に個別申請となります。
- ⑥平成28年度と平成29年度の震災関連等工事の受注件数

### 6-3 事前登録制度の流れ

- ・事前登録制度対象企業からの申請を審査し、認定通知書を発行します。
- ・総合評価落札方式による入札工事に参加する場合は、入札公告文及び共通事項書を熟読した上で、認定通知書の写しを添付してください（この場合は、事前登録項目に関する、従来の提出資料は必要ありません）。  
※前記⑥については、認定通知書の写しの提出がない場合には評価を行いません。ただし、6-4の①～③項目で更新中の項目がある場合には、その項目の内容を確認出来る資料が提出されていれば評価します。  
※平成30年4月2日から平成30年5月31日の間で公告する工事の入札に参加される場合は、前記⑥に関する技術申請書については、以下のように対応して下さい。
  - ・平成28年4月1日から平成29年5月31日までの受注件数は、熊本県が発行した平成29年度の「事前登録項目の認定通知書の写し」を提出して下さい。
  - ・平成29年6月1日から平成30年3月31日までの受注件数は、上記認定通知書に含まれていないため、2-4(2)⑧や6-6を参照のうえ、その内容を確認出来る資料を提出して下さい。

### 6-4 事前登録の更新

A1等級の企業の場合、年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

#### 1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の3項目が事前登録更新の対象となります。

- ①企業評価の優良工事等表彰：  
前回申請以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合（登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。）
- ②地域精通度（主たる営業所の所在地）：  
前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合
- ③災害協定の締結：  
前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

※ 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記3項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

- 2) 事前登録更新の受付  
毎月15日まで(土・日・祝日を除く)(9時00分～17時00分)  
※郵送の場合は、15日の17時00分までに必着のこと。(書留郵便に限る)  
『翌月1日以降公告の工事に適用します。』

- 3) 事前登録更新の申請書の提出先及び提出方法  
(一財)熊本県建設技術センター 《持参又は郵送(書留郵便)》

**6-5 合併特例措置**(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

- 1) 受付  
合併後、速やかに申請して下さい。  
「事前登録項目の認定通知書」を申請日の翌日から起算して14日以内に申請企業に送付しますので、それ以降公告の工事から、新たな合併企業の事前登録認定通知書による一括評価を適用します。
- 2) 申請書の提出先及び提出方法  
A1等級の企業の場合:(一財)熊本県建設技術センター 《持参又は郵送(書留郵便)》  
A2等級の企業の場合:各広域本部土木部技術管理課 《持参又は郵送(書留郵便)》

## 6-6 事前登録制度関係様式

「事前登録制度関係様式」(A1企業)

事前登録申請書(土木部用)

平成30年4月〇〇日

熊本県土木部長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号:

○ 印

熊本県土木部所管総合評価落札方式の事前登録制度に伴い、所定の関係書類を添えて事前登録を申請します。

なお、申請内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先

担当者名:

電話番号:

提出書類チェック欄(提出する書類にチェックを付けて下さい。)

1 申請様式(全て提出)

申請書(本様式)       様式-1

2 優良工事等表彰関係(全て提出)

優良工事等の表彰状の写し(企業名が記載された表彰状)

優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ登録の写し等

3 災害支援活動関係(全て提出)

国、県又は県内市町村が発行する証明書の写し

4 災害協定の締結関係(全て提出)

協定書の写し       平成30年度の協力体制内容の写し

(ただし、平成30年度の協力体制が未作成の場合は、最新の協力体制内容の写しを提出し、新たな協力体制内容が確定し次第、写しを提出すること。)

5 社会貢献活動関係(全て提出。ただし県管理海岸の美化活動の場合は、協定書の写しは不要)

協定書の写し       様式-2       県への活動報告書の写し

活動日報の写し

6 震災関連等工事受注契約件数(全て提出)

様式-3【申請工事一覧表】(エクセル様式)

様式-3-1【合冊工事調書①】(〃)(合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ)

様式-3-2【合冊工事調書②】(〃)(合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ)

受注時登録内容確認書(CORINS)の写し(当初請負額500万円以上の工事)

公共工事請負契約書(当初契約分)の写し(当初請負額500万円未満の工事)



事前登録申請書

平成30年4月〇〇日

熊本県〇〇広域本部長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名



建設業許可番号：

熊本県の総合評価落札方式の事前登録制度に伴い、所定の関係書類を添えて震災関連等工事の受注実績に係る事前登録を申請します。

なお、申請内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先

担当者名：

電話番号：

提出書類チェック欄 (提出する書類にチェックを付けて下さい。)

1 申請様式 (全て提出)

申請書 (本様式)

2 震災関連等工事受注契約件数 (全て提出)

様式-1 【申請工事一覧表】 (エクセル様式)

様式-1-1 【合冊工事調書①】 (〃) (合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ)

様式-1-2 【合冊工事調書②】 (〃) (合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ)

受注時登録内容確認書 (CORINS) の写し (当初請負額 500 万円以上の工事)

竣工時登録内容確認書 (CORINS) の写し (最終請負額 1,500 万円以上で申請する場合)

公共工事請負契約書 (当初契約分) の写し (当初請負額 500 万円未満の工事)

認定通知書返信用封筒 (宛名に自社の住所、郵便番号、企業名を予め記載し、切手 (82円分) を貼ったもの)

## 事前登録項目

商号又は名称 ○○株式会社

## 1) 平成25年度以降の「優良工事等表彰」の実績

優良表彰機関名	工事名	表彰年月日	工事の種類
熊本県	○○○○線 単県道路改良工事	平成26年○月○○日	土木一式
国土交通省 熊本河川国道事務所	○○○○○○舗装工事	平成27年○月○○日	ほ装
熊本県	○○○○高校体育館新築工事	平成28年○月○○日	建築一式

※添付書類：優良工事等の表彰状の写し、優良工事表彰等を受賞した工事のコリズ登録の写し等

## 2) 平成28年4月1日以降の「災害支援活動」の実績

施設名	活動場所	活動内容	活動日
県道○○○○線	○○市○○町○○地内	崩土の除去	平成28年○月○○日

※添付書類：国、県又は県内市町村が発行する証明書の写し

## 3) 地域振興局等との災害協定の締結

地域振興局等名称（締結先）	災害協定名	締結年月日
○○地域振興局	大規模災害時の支援活動に関する協定書	平成28年○月○○日

※添付書類：協定書の写し及び最新の協力体制内容の写し

## 4) 建設業法上の主たる営業所の所在地

○○市○○ ○○－○
------------

## 5) 平成28～29年度の「社会貢献活動」の実績

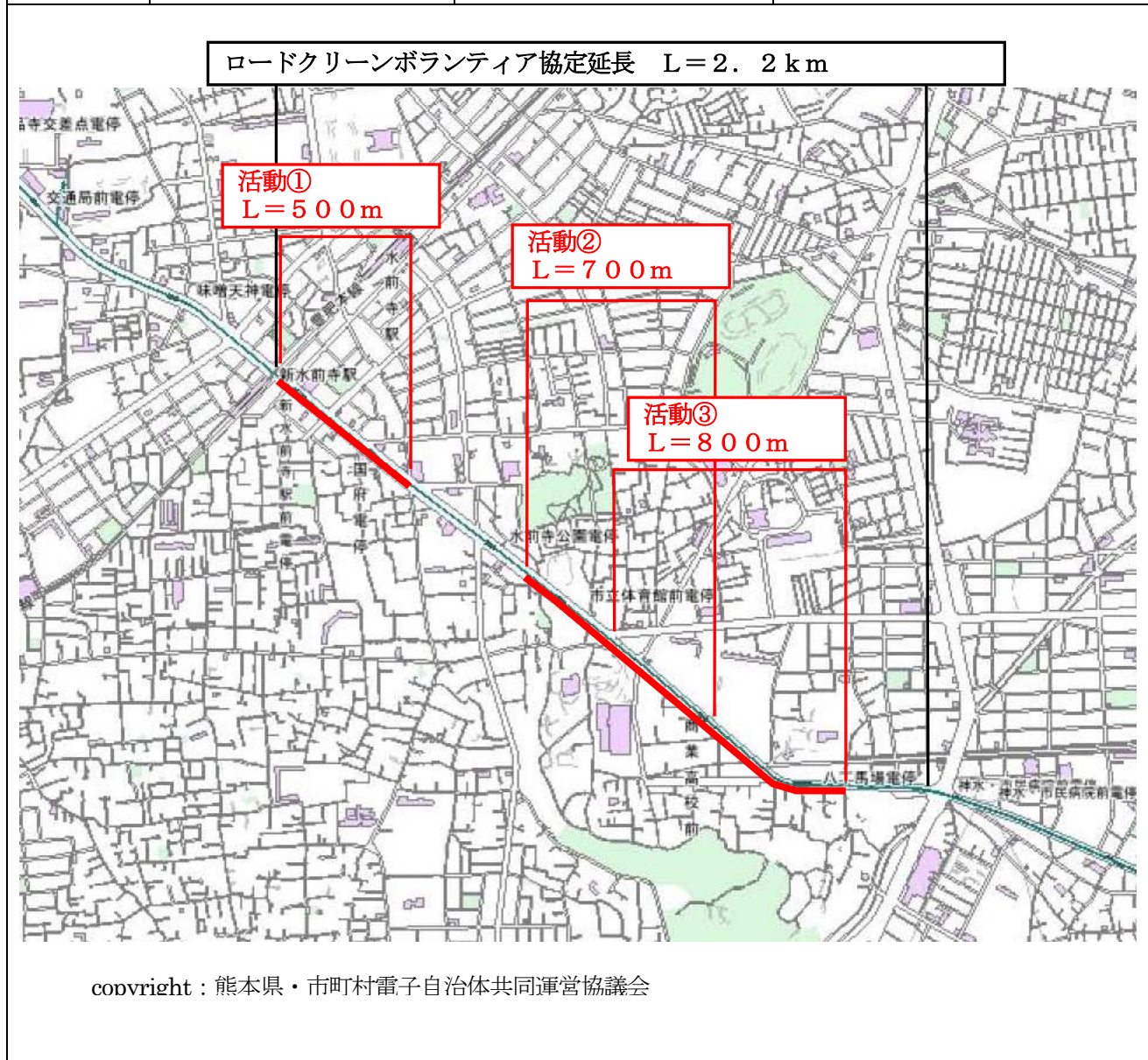
活動年度	社会貢献活動名	路線名 河川名	活動場所	活動日（期間）
28	ロードクリーンボランティア	県道○○○○線	熊本市○○町○○地内	平成28年○月○日 ～○月○日
	くまもとマイリバーサポート	○○川	球磨郡○○町○○地内	平成28年○月○日 ～○月○日
29	県管理海岸の美化活動	○○○海岸	玉名郡○○町○○地内	平成29年○月○日 ～○月○日

※添付書類：協定書の写し、社会貢献活動区域の地図（別添様式－2）、県への活動報告書の写し、活動日報の写し

### 社会貢献活動区域の地図

商号又は名称 ○○株式会社

活動年度	社会貢献活動名	路線名・河川名	活動場所
H28	ロードクリーンボランティア	県道○○○○線	○○市○○町○○地内



- ・ 社会貢献活動毎（様式－1に記載した活動毎）に、別葉で作成すること
- ・ 協定締結の延長（＝協定書の延長）を旗揚げ（黒色）すること  
（ただし、県管理海岸の美化活動は除く）
- ・ 実際の社会貢献活動延長（＝活動報告書の延長）を旗揚げ（赤色）すること
- ・ 社会貢献活動区域が判別できる様に、適度な縮尺の地図を用いること

## 「事前登録申請に関する詳細事項」

### 1 全体事項

#### 記入上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。 郵送の場合は投函日)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付けて下さい。

### 2 平成25年度以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度（平成17年4月施行）」及び「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」に基づく表彰とします。
- ・「国土交通行政功労者及び団体の表彰」は、工事名が記載されている表彰とします。  
「優良施工業者（工事部門）表彰」、「安全施工業者表彰」、「災害復旧等功労業者（工事部門）表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・評価対象期間は、平成25年度表彰以降から公告日までの表彰とします。
- ・優良工事等表彰を受賞した建設工事の種類毎に実績を記載してください。

#### ※添付書類：

- ・優良工事等の受賞した企業名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ登録の写し（又は、入札公告文などで受賞した工事の種類がわかるもの）

#### 記載上の注意点

##### 1. 優良表彰機関名の記入方法

- ・熊本県優良工事等表彰の場合は、「熊本県」と記入して下さい。
- ・国土交通省関係表彰の場合は、「〇〇地方整備局」・「〇〇河川国道事務所」等の機関名を記入して下さい。

##### 2. 工事名の記入方法

- ・表彰状に記載されている工事名を記入して下さい。  
(工事契約書に記載されている工事名と表彰状に記載されている工事名が異なる場合は、必ず表彰状の工事名を記入して下さい。)

##### 3. 表彰年月日の記入方法

- ・表彰年月日は、表彰状に記載してある日付を記入して下さい。

##### 4. 工事種類の記載方法

- ・複数の工事でも優良工事表彰の受賞実績がある場合は、工事の種類ごとに記載してください。
- ・工事の種類とは、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ等  
(建設業法 別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎)
- ・国土交通省発注工事の場合は、受賞工事に対応した建設工事の種類を記載してください。

##### 5. その他

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。

### 3 過去2年間の「災害支援活動」の実績

- ・評価対象の災害応急活動は、国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設<sup>※1</sup>の災害応急活動、又は平成28年4月に発生した熊本地震に起因する支援活動<sup>※2</sup>とします。  
※1：国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり防止法における施設  
※2：災害救助法第四条及び災害救助法施行令第二条に記載された活動
- ・平成30年6月1日以降公告の工事の評価対象期間は、平成28～29年度です。
- ・発注工事を管轄する地域振興局等（熊本土木事務所を含む）内での実績を評価対象とします。なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。
- ・道路維持修繕業務委託等で、年間委託に基づき実施したものは評価対象となりません。

※添付書類：

- ・国、県又は県内市町村の証明書の写し

記入上の注意点

- ・活動内容は、活動した内容を簡潔に記入して下さい。(例：流木撤去、法面補修、落石撤去、河川点検等)
- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。

#### 4 災害協定の締結

- ・当該工事の公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との大規模災害時の支援活動に関する協定を評価します。  
(企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業を評価対象とします。)

※添付書類：

- ・当該地域振興局等と締結した協定書の写し
- ・当該地域振興局等と締結した協定書第5条に基づき、地域振興局等に報告した平成29年度の協力体制の内容の写し(協力体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる資料)

記入上の注意点

- ・協定書の写し、平成30年度の協力体制内容の写しを添付。  
(協定を締結している組織が発行した証明書ではありません。ただし、提出時点において、平成28年度の体制表が未作成の場合は、最新のものを提出しても構いませんが、当該年度の体制表を地域振興局等に報告した場合は、速やかに(一財)熊本県建設技術センターにも当該年度の体制表の写しを提出して下さい。)

#### 5 過去2年間の「社会貢献活動」の実績

- ・評価対象の社会貢献活動は以下のとおりです。
  - ①ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動実績  
(「道の里親運動」協定については、ロードクリーンボランティア協定とみなします。)
  - ②くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動実績
  - ③県管理海岸における美化活動(流木処理等)の実績
- ・平成30年6月1日以降公告の工事の評価対象期間は、平成28～29年度です。いずれかの年度において、美化活動を行った場合に評価します。
- ・企業として、単独で行った社会貢献活動のみを事前登録で提出してください。

※添付書類：

- ・協定書の写し(上記③は除く)
- ・社会貢献活動区域の地図(別添様式-2による)
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し

記入上の注意点

- ・活動年度は、実際に活動した年度を記入して下さい。(協定の締結年度ではありません。)
- ・社会貢献活動名は、「ロードクリーンボランティア」、「くまもとマイリバーサポート」、「県管理海岸の美化活動」のいずれかを記入して下さい。(道の里親運動は「ロードクリーンボランティア」と記入)
- ・路線名河川名は、実際に活動した路線名、河川名、海岸名を記入して下さい。  
なお、海岸名は正式な海岸名をして下さい。(愛称等は不可)
- ・活動場所は、実際に活動した場所を記入して下さい。(協定書の場所ではありません。)
- ・活動日は、実際に活動した日を記入して下さい。
- ・「ロードクリーンボランティア」、「くまもとマイリバーサポート」は協定に基づいた活動が評価対象です。  
よって、協定締結日以前の活動や、協定区間外の活動は評価対象となりません。
- ・県管理海岸の美化活動における活動報告書はくまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用します。

## 7. 施工体制確認型総合評価落札方式

### 7-1 定義

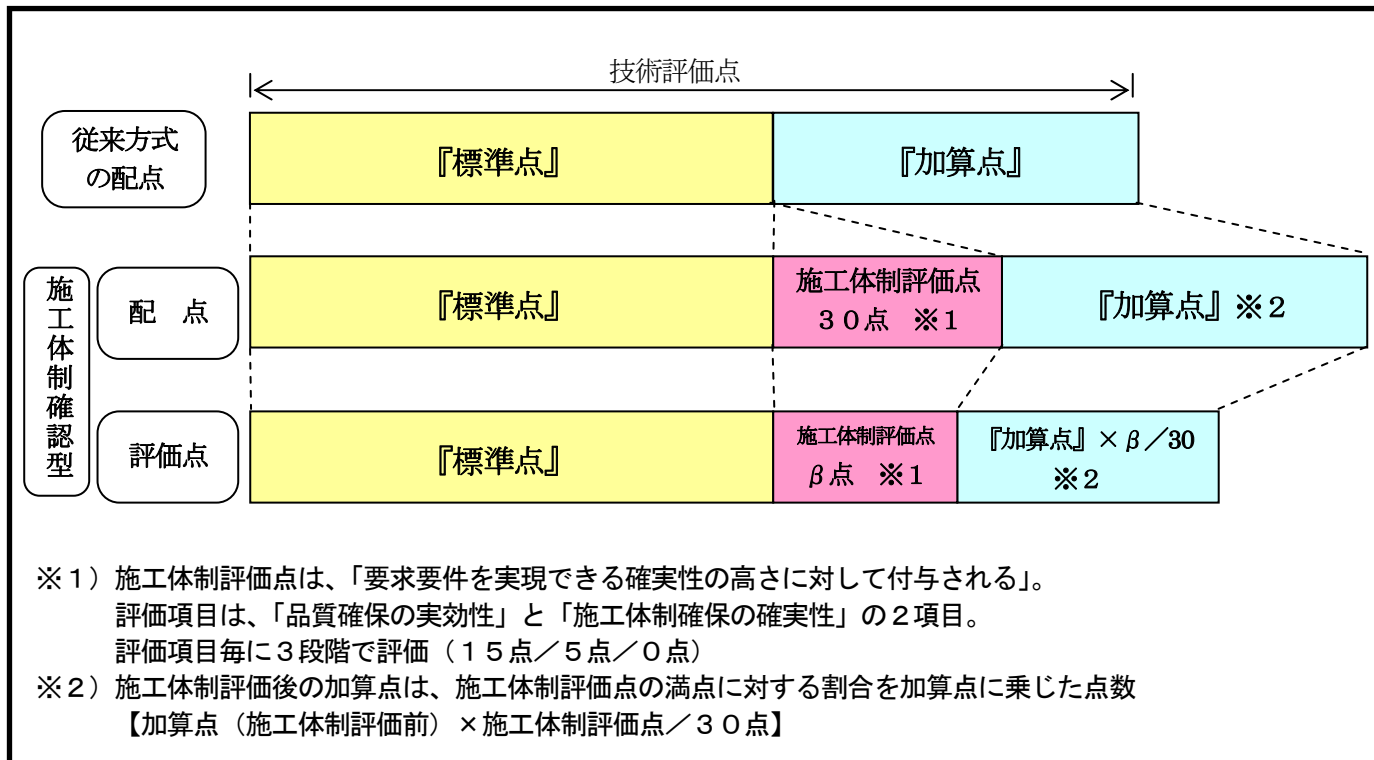
総合評価落札方式適用工事のうち、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価する入札方式。

### 7-2 対象工事

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領を適用する予定価格5億円以上の工事。

### 7-3 施工体制確認型の配点

技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点（30点）



### 7-4 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

## 7-5 施工体制確認型総合評価落札方式のヒアリングのための追加資料一覧

様式番号	名称
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について
様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書(兼)経費節減額算定調書①
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)経費節減額算定調書②
様式3	経費節減額算定調書
様式4	下請予定業者等一覧表
様式5	配置予定技術者名簿
様式8-1	手持ち資材の状況
様式8-2	資材等購入予定先一覧
様式9-1	手持ち機械の状況
様式9-2	機械等リース元一覧
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
様式16-1	施工体制台帳
様式16-2	施工体系図
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①
様式18-2	積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②

## 8. その他

### 8-1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにします。

#### (1) 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、公告及び入札説明書等において以下の事項を明記します。

- ①総合評価落札方式の適用の旨
- ②評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ③評価の方法及び落札者の決定方法
- ④施工計画等が履行できなかった場合の措置

#### (2) 入札後

落札者の決定後は、速やかに以下の事項を公表します。

- ①入札参加者名 ②技術評価点 ③入札価格 ④評価値
- 事例) 実施結果の公表

## 総合評価方式による入札の実施結果表

工 事 名 : ○○川 ○○○工事  
 予 定 価 格 : 101,609,000円(税抜き)  
 最 低 制 限 価 格 : 88,331,326円(税抜き)  
 開 札 日 : H30.2.15  
 施 工 理 由 : 価格と技術力を総合的に評価することが妥当と判断される工事であるため

入札者名	技術評価点 (標準点+加算点)	入札価格(税抜き)	評価値	落札者
○○建設(株)	97.30	99,600,000	97.6908	[落札]
(株)○○産業	89.10	100,200,000	88.9222	
(株)○○組	89.30	100,600,000	88.7674	

評価値=  $\frac{\text{技術評価点(標準点+加算点)}}{\text{入札価格}}$   
 ※評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。(小数点以下5位を四捨五入)

## 8-2 開示請求

## 【情報公開条例に基づく開示請求】

技術提案内容に関する、第三者からの開示請求に対しては、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しません。(熊本県情報公開条例 第7条第3号アに該当)

## 【情報公開条例に基づかない任意の情報提供依頼】

入札参加者の自社の加算点内訳点数に関しては、情報公開条例によらず自社からの書面(様式自由)による申し出により情報提供を行うこととしますが、点数の根拠となる審査内容等については情報提供しません。ただし、情報提供は当該工事の契約締結後とします。

## 8-3 秘密保持

入札参加者から提出された技術提案等は提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにします。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部又は一部のみを他の工事で採用することのないようにし、その取り扱いについて適正に対応します。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明記します。



## 9. 総合評価落札方式の手順

### 総合評価方式の手続きフロー(事後審査(簡易型)の場合)

	標準的な日数	累計日数
総合評価審査会 学識経験者意見聴取	6日程度	6日程度
入札公告	15日程度	21日程度
競争参加資格申請書 及び 技術申請書提出締切 電子入札締切	1日程度	22日程度
開札(落札者保留)	5日程度	27日程度
総合評価審査会 学識経験者意見聴取	2日程度	29日程度
競争参加資格審査会 落札者の決定	1日程度	30日程度
落札者決定及び 決定通知	7日程度	37日程度
契約		

○累計日数には土日祝日を含んでいます。